

(案)

奄美大島国有林の地域別の森林計画書  
変更計画書

[平成24年12月変更]

(奄美大島森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成34年	3月	31日

九州森林管理局



## 変更する理由

森林生態系保護地域及び特定野生動物生息地保護林の設定に伴う機能類型の変更をするものである。

なお、本変更計画の効力は、平成25年4月1日より生じる。



## 目 次

II 計画事項	
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	4
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の 機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	4
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4



## Ⅱ 計 画 事 項





第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積：ha

区 分		現況 (平成23年3月31日)	計画期末 (平成34年3月31日)
面 積	育成単層林 〔 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 〕	<u>687</u>	<u>684</u>
	育成複層林 〔 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林 〕	<u>347</u>	<u>347</u>
	天然生林 〔 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。 〕	<u>6,847</u>	<u>6,850</u>
森林蓄積 (m3/ ha)		178	215

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		6,805.58	
市 町 村 別 内 訳	奄美市	201~217	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	大和村	230	
	宇検村	225, 229, 230	
	瀬戸内町	218~225	
	徳之島町	231~233, 240~242, 254~260	
	天城町	234~238, 241, 243~249, 261	
	伊仙町	250, 251, 253	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		6,163.18	
市 町 村 別 内 訳	奄美市	202~217	複層林施業（択伐）、により、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	大和村	230	
	宇検村	229, 230	
	瀬戸内町	218~224	
	徳之島町	231~233, 240~242, 254~260	
	天城町	234~236, 241, 243~249	
	伊仙町	250, 251, 253	